5. 持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点

(1) 社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップの推進

○ 今後の社会教育においては、地域課題解決学習の取組を進める観点や、社会の変化に対応 した学習機会を提供していく観点からも、教育委員会と首長部局の連携という行政内部での 連携はもとより、NPO、大学、企業等の多様な主体との連携を促進し、官民パートナーシッ プによる社会教育の推進を図っていくことが求められる。

(教育委員会と首長部局の連携)

- 今後, 社会教育において地域課題解決学習の取組を進めていくためには, 地域課題が多岐にわたることから, 社会教育を所管する教育委員会と, 福祉・医療, 防災・防犯, 環境保全, まちづくり・地域振興等の各分野を所管する首長部局とが, 地域課題の解決に向けて連携して取り組んでいくことが必要である。このため, 地方自治体の長期総合計画などにおいて, 今後の政策展開における社会教育での取組や教育委員会の役割等を明確化するなど, 関係者が理念や目的を共有して連携・協働していくことが重要である。
- また、平成27年4月1日から施行された新教育委員会制度では、首長と教育委員会の意思疎通を図るため、総合教育会議を置くこととされており、放課後の子供の居場所づくりなど社会教育に関連のある事項についても協議が行われている。今後、社会教育についても、積極的に議題として取り上げるなど、社会教育を通じた地域課題解決のための首長と教育委員会との協議・調整の場として活用することが期待される。
- 総合教育会議以外においても,実務者レベルで社会教育担当者と地域政策や福祉等の担当者が定期的に情報交換や協議等を行う場を設けることも有意義である。

(学校との連携・協働の推進)

- これまで、文部科学省の学校支援地域本部等の取組を通じて、子供たちを地域の「まちづくり」などの多様な活動に参画させる試みが行われてきたが、平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」及び平成 28 年 1 月の「次世代の学校・地域」創生プランにおいて、学校と地域の連携・協働により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の推進が提言されている。
- 今後, "よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る"という目標を学校と社会とが共有し,連携・協働しながら,新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」という理念の実現に向け,「地域とともにある学校」とともに,「学校を核とする地域」づくりが進められていくことが重要である。そのためには,学校教育と社

会教育の一層の連携が大切であり、地域住民と学校の対話の場を定期的に設けることや、地域と学校を結ぶコーディネート機能を高めるため、答申においても指摘されているように、「学校運営協議会」の設置や「地域学校協働本部」の整備が全国的に推進されるとともに、地域と学校の連絡調整等を行う「地域コーディネーター」の資質・能力の向上や配置の促進が期待されている。

- 「地域学校協働活動」については、幅広い地域住民等の参画により、障害者に多様な学習機会を提供し、障害者の生きがいづくり、地域とのつながりづくりに大きく貢献する取組もなされている ¹⁷。今後、障害者が生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、地域の実情を踏まえ、公民館や図書館、博物館はもとより NPO や企業など様々な主体の参画も得て、放課後や土曜日等における多様な学習・体験プログラムの提供が全国的に促進されることが望まれる。
- 地域において、「地域課題解決学習」が多世代交流と多様な主体との連携・協働により活発に展開されることは、子供たちに多様で豊かな学習機会を提供し、子供たちの生きる力を育む上で重要である。今後、子供たちが「地域課題解決学習」に参画することにより、住民ともに地域課題やその解決方法を実践的に学び、住民との多世代交流を通じて、地域の歴史や文化、産業などについて理解を深め、地域への愛着や誇りが育まれるなど、「地域課題解決学習」が子供たちの成長につながることが期待される。

(官民パートナーシップの推進)

- 今後, 社会教育において「地域課題解決学習」の取組を進め、社会の変化に対応した学習機会を提供していくためには、NPO、大学、企業等の多様な主体と連携・協働し、各主体の強みを活かした取組を進めていくことが求められる。
- 社会教育施設においては、提供する学習機会を利用者のニーズに応えより充実したものにしていく観点から、社会教育施設の管理主体と NPO、大学、企業等の多様な活動やプログラムの企画・提供主体とが効果的につながることが重要であり、社会教育主事や公民館主事などがこれらをコーディネートすることが期待される。
- また、今後の社会教育においては、社会教育の利用者の視点に立ち、社会教育施設を中心とした行政による学習機会の提供のみならず、NPO、大学、企業等の多様な主体による学習機会の提供にも着目し、社会全体における学習機会の確保と拡大を図っていくことが重要である。教育委員会や公民館等においては、地域における多様な主体が提供する学習機会を住民に提供していく視点も重要である。
- また、公民館等において「地域課題解決学習」の取組を進めるに当たっては、行政と住 民のみならず、NPO など多様な主体の参画が必要となることが想定される。そのような場 合、関係者が共通の認識を持ち、相互の信頼関係を構築して協働していくことが重要であ

ることから、住民やNPOなど様々な主体が集う「円卓会議」を開催し意思疎通を図っていくことが有意義である。

○ 今後、持続可能な社会教育システムを構築していく観点からは、多様な主体の連携による 学習機会の提供にとどまらず、民間の資金やノウハウを活用した社会教育施設の運営・整備 の促進を図っていくことも重要となる。このため、社会教育施設の機能や提供するサービス を維持・向上させる観点から、指定管理者制度や、PFI 法の改正により平成 23 年に導入さ れた「公共施設等運営権制度」など、多様な PPP/PFI について、地域の実情を踏まえ、い かなる活用が効果的・効率的であるか、各地方公共団体において検討を進めることが期待さ れる。その際、国において、社会教育分野におけるイノベーションを推進する観点からも、 優良事例の情報収集を行い、その展開を図ることが重要である。

(社会教育委員の積極的な活用)

- 社会教育委員は、社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため、社会教育法において、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができることとされている非常勤の職であり、教育委員会に助言するため、社会教育に関する計画を立案し、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるとともに、これらの職務を行うために必要な研究調査等を行うこととされている。
- 今後,地方公共団体が「地域課題解決学習」を推進するに当たっては,地域課題とその解決方策等に関して知見や経験を有する者の協力を得ることが不可欠であり,NPO や企業等の多様な主体との連携・協働が必要となることも多くなる。
- 教育委員会が、地域の実情に応じて、社会教育が目指すべき方向性を明確にした上で、社会教育委員に NPO や大学、企業等から多様な知見や経験を有する者を積極的に選任することは、地域課題解決学習の取組に必要となる知見を得る観点からも、NPO や企業等の多様な主体との官民パートナーシップを促進する観点からも有意義である。また、地域課題とその解決方策等を多面的に捉え、地域課題解決学習の充実を図る観点からは、女性や多様な年代から社会教育委員を選任することも重要な視点である。
- 社会教育委員の会議の開催頻度については、年3回以下の地方公共団体が7割程度を占めている ¹⁸。今後、教育委員会においては、積極的に諮問を行い社会教育委員の会議を活用することはもとより、解決を図ろうとする地域課題に応じて小委員会を開催するなど、社会教育委員の会議の活性化を図ることが期待される。また、社会教育委員の会議において、公民館等の活動の第三者評価を行うことも考えられる。
- 他方,地理的条件等により,会議を頻繁に開催することが困難である地方公共団体においては,教育委員会事務局が社会教育委員に地域課題等の情報を提供した上で,必要に応じて,地域課題等に関して知見を有する社会教育委員から個別に助言を得ることも考えられる。

○ 地方公共団体においては、社会教育委員を積極的に活用することにより、様々な知見を有する人材とのネットワークを形成・強化し、地域課題の解決等に必要な知見を得て、地域社会の発展につなげていくことが期待される。

(2) 「学びのオーガナイザー」と社会教育主事の養成・活用

(「学びのオーガナイザー」の必要性)

- 今後の社会教育において、学びの成果を地域づくりの実践につなげていく「地域課題解決学習」を推進していく上では、住民の中に入り込み、住民や NPO、大学、企業等の様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題に応じて「学び」や「実践」の場をアレンジすることにより地域課題を「学び」に練り上げ、課題解決につなげていく人材、すなわち、学習活動を組立て形にしていく、いわば「学びのオーガナイザー」とも言うべき人材が必要となる。
- 今後の社会教育においては、社会教育施設を中心とした行政による学習機会の提供のみならず、NPO、大学、企業等の多様な主体による学習機会の提供にも着目し、社会全体における学習機会の充実が図られることが求められるところ、社会において広く「学びのオーガナイザー」が増えていくことが望まれる。
- 「学びのオーガナイザー」は、人々の学習活動を組み立て、形にしていく役割を果たすことから、行政にあっても、民間にあっても、①教育的視点から「学び」の意味や協働の理念を理解していることはもとより、②「学び」に楽しい「仕掛け」を用意するなど、人々の主体的な参画を促す能力や、対話を通じて人々の力を引き出す能力などが求められるとともに、③行政における予算化のみならず、ふるさと納税制度やクラウドファンディングなど多様な手法により資金調達を図り、活動を形にしていく能力などが求められる。

(「学びのオーガナイザー」としての社会教育主事)

- 社会教育法では、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置くこと とされ、その職務として、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えると規定す るとともに、講習の修了等の任用資格を定めている。
- さらに、平成 20 年度の同法の改正により、学校教育と社会教育の連携を促す観点から、 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動 を行う場合には、学校の求めに応じて、必要な助言を行うことができる旨の規定が加えられ た。
- このように, 地方自治体の社会教育行政において, 社会教育を行う者に専門的技術的な助

言指導を与える専門的教育職員である社会教育主事には、今後、「地域課題解決学習」の推進を図っていく上で、関係施策の企画・立案や事業の推進に向けて住民やNPOなど多様な主体とのコーディネートを行うなど、「学びのオーガナイザー」としての役割を担っていくことが求められる。

○ 特に、行政内で活躍する「学びのオーガナイザー」として、社会教育主事には、行政における事業の予算化やふるさと納税制度の活用等による多様な資金調達、行政の関係部局との連携や調整のほか、中立的な立場を活かして、住民や NPO など多様な主体が円滑に連携・協働できるようにするための調整など、その強みを活かした取組が特に期待される。

(今後の社会教育主事に求められる資質・能力とその養成)

- 社会教育主事には「学びのオーガナイザー」として、前述の能力が求められるが、特に、地域の行政で活躍する者として、①地域の歴史や文化、産業など地域の特性を熟知していることや、②地域人材や地域資源に精通していること、③地域課題やその解決方策について政策的観点から知見を有していることなどが期待される。また、④地域課題の解決やそのための企画立案の前提として、社会教育を取り巻く環境変化など社会や政策の動向も把握していることが求められる。
- 現在の社会教育主事の養成については、平成 25 年 9 月の「中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」において、今後の社会教育主事には、地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出すとともに、地域活動の組織化支援を行うことで、地域住民の学習ニーズに応えていくことが必要であるとしている。
- 他方,現在の講習の内容は,学習及びその成果を実際の地域課題の解決につなげていくという視点に乏しいため,新しい講習では,コーディネート能力,ファシリテーション能力,プレゼンテーション能力などを身につけておくことが必要不可欠であると指摘している。これを受け,昨年8月には,国立教育研究所社会教育実践研究センターにおいて,検討結果がまとめられている。
- 今後,国においては、この検討結果を踏まえながら、社会教育主事養成のもう一つの柱である大学における養成課程の在り方についても検討を進め、社会教育主事が地域において「学びのオーガナイザー」としての役割を果たしていけるよう、養成、研修の充実を図っていくことが求められる。
- 地域特性や地域人材,地域資源の把握などは,各地域における取組を通じて社会教育主事が身に付けていくことが期待されるものであるが,教育的視点からの「学び」についての理解や,人々の主体的な参画を促す能力,資金調達など活動を形にする能力,社会や政策の動向に関する理解などに関しては,今後の社会教育主事の養成等の在り方に関する検討に活か

されることが期待される。

(社会教育主事資格の活用と社会教育主事講習等の民間への積極的な開放)

- 今後は、NPO、大学、企業等においても「学びのオーガナイザー」が活躍し、これらの多様な主体が提供する学習機会が教育的観点から効果的に提供され、社会全体として学習機会の充実が図られることが望まれる。
- このため、社会教育主事講習等に関しては、今後、可能な限り、NPO など多様な主体の活動に携わる方々にもより広く開放し、社会教育主事資格が教育委員会にとどまらず、社会において広く活用されるようになることが期待される。特に、様々なセクターで「学びのオーガナイザー」が活躍できる環境整備を図る観点からも、NPO など多様な主体で活躍される方々による社会教育主事講習や大学における社会教育主事養成課程の受講が推奨されることが望まれる。なお、今後、民間の社会教育主事有資格者が増えることにより、教育委員会が社会教育主事に民間有資格者を広く登用するようになるなど資格の活用が一層促進されることが期待される。

(社会教育主事経験者・有資格者のネットワーク化)

○ 今後、社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップを推進していくことにより、社会全体で学習機会の充実を図っていく観点からは、社会教育主事経験者・有資格者のネットワーク化を図り、官民を問わず社会のあらゆる場で活躍する「学びのオーガナイザー」がその経験を共有・蓄積し、互いに能力を高め合っていくことが期待される。そのため、国においては、社会教育主事経験者・有資格者のネットワーク化を図り、経験の共有を促進する場を設けることが望まれる。

(3) 新しい「学びの場」と社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営・整備

(地域における「学びの場」)

- 今後の地域における「学びの場」においては、生後3か月の乳幼児から100歳のお年寄りまで地域のあらゆる住民が集い、学び、交流をする場であることが重要である。加えて、「楽しさなくして参加なし」の視点から「学びの場」にも人を引き付ける工夫が求められる。そのためには、民間の資金やノウハウを活用した社会教育施設の運営・整備や、他の公共施設や民間施設との複合化等によりカフェやレストラン、ミュージアムショップなどを併設する視点、若者が目的なく居合わせることができる空間を積極的に確保する視点も大切となる。
- また,今後の「学びの場」に関しては,公民館などの社会教育施設のみを意味するのではなく,NPO,大学,企業等の多様な主体が提供する学習機会の場も含め,社会におけるあらゆる「学びの場」として理解することが重要であり,今後の社会教育においては,社会全体

における学習機会の確保と拡大を図っていくことが求められる。

○ その観点から、教育委員会や公民館等においては、行政が提供する学習機会に関する情報 のみならず、当該地域における多様な主体が提供する学習機会に関する情報についても広く 住民に提供することが望まれる。

(公民館について)

- 今後,公民館においては,「地域課題解決学習」の推進による地域コミュニティの維持・活性化への貢献,社会的包摂への寄与,社会の変化に対応した学習機会の提供において中心的な役割を果たすことが求められる。また,地域の実情に応じて,生涯学習センターやコミュニティ・センターにおいてもこうした役割が期待される。
- 公民館における「地域課題解決学習」の展開に当たり、公民館は、これまで以上に、地域 住民が話合いを進め、地域の課題を明らかにし、解決に取り組んでいくための「学びの場」 として、地域主導による課題解決型の施設を目指していくことが求められる。
- 地域主導による課題解決の観点から、公民館が、次世代の地域の担い手である子供や若者 も交えた多世代交流の拠点となり、地域学校協働活動に積極的に取り組んでいくことが持続 可能な地域づくりの観点からも期待される。
- この方向性は、地域コミュニティ機能の維持を目的として整備が進められている「地域運営組織」とも親和性を有しており、今後、公民館が地域づくりの拠点として一層重要な役割を果たしていくことが期待される。
- 今後、公民館においては、地域コミュニティの活性化に貢献する観点から、地域に新たな価値をもたらすような「仕掛け」づくりを進めていくことが重要であり、子供たちに農業体験を提供し、収穫物を地域の農産物として販売するコミュニティ・ビジネスを創ったり、産業や雇用の創出につながるチャレンジ・ショップや企業セミナーを企画したりするなど、地域づくりにつながる新しい発想を取り入れていくことが求められる。また、公民館においてこうしたコミュニティ・ビジネスなど新しい発想による活動が促される環境を整えていくことも重要である。
- また、今後、公民館には、社会の変化に対応し住民のニーズに応じた学習機会を提供していくことが求められるため、NPO、大学、企業等の多様な主体と連携して学習機会を提供する機会も多くなることが想定される。加えて、公民館を拠点として「地域課題解決学習」を通じて地域づくりを進めていくに当たり、公民館において物産展等の営利性を伴う事業を行う機会も増えることが予想される。
- この点に関して、社会教育法第23条第1項第1号が「もつぱら営利を目的として事業を

行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止事項として掲げているが、本規定については、公民館が、社会教育法第20条に掲げる公民館の目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するものであって、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないとの解釈がこれまでに示されている19。

○ 今後、公民館においては、上記の解釈を踏まえ、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えるようなことが行われないように留意しつつ、民間教育事業者と連携して学習機会を提供し、あるいは、公民館において、地域コミュニティの活性化につながる「地域課題解決学習」に取り組んでいくことが期待される。

(図書館等について)

- 図書館や博物館についても、施設の特性に応じ、「地域課題解決学習」の推進による地域コミュニティの維持・活性化への貢献、社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供の役割が求められる。また、学校図書館をはじめ学校と連携・協働し子供たちに多様で豊かな学習機会を提供する役割も重要である。
- 図書館や博物館についても、地域課題の解決に向けた「学び」が提供され、地域住民が学び、交流する拠点としての役割が求められる。今後、こうした社会教育施設が、地域において、館種の違いを乗り越えて緩やかなネットワークを築くことで、地域課題の解決に連携・協働して取り組んでいくことが期待される。
- 特に、図書館に関しては、現在においても、課題解決に資するレファレンス機能の充実に 積極的に取り組む館が増えてきているところであり、今後、他館との相互資料貸借の充実や 企業等と連携した地域課題解決に資する講座の開設などにより、より実践的な知的サービス が提供されることが期待される。
- また、来館者へのサービスに加えて、アウトリーチ活動を充実させることにより、高齢者や障害者、困難を抱える人々等にも読書の機会を提供し、誰に対しても知的サービスを提供する施設として、社会的包摂の観点から地域のニーズに積極的・能動的に応えていくことが期待される。
- 図書館では、地域住民のボランティアの協力により、読み聞かせやブックトーク等、子供の読書活動の推進に取り組んでいる。近年、社会問題となっている子供の貧困は、子供の読書体験にも影響を与えることが懸念され、困難を抱えた親子に対して読書の機会を提供していくことも重要な課題である。また、学校図書館に対する支援も図書館の重要な役割である。

(博物館について)

- 博物館は、地域の遺産(レガシー)ともいうべき様々な学術資料・芸術作品等を集約し、さらなる知的創造の源泉となるとともに、様々な知的な感動を求めて、地域住民はもとより国内・国外の多くの人々が訪れる交流の場として、今後、交流人口拡大と地域活性化に寄与することが期待される。そのため、デジタル技術をはじめ情報通信技術の活用や、多言語化対応を充実させることにより、国内外への発信力を高め、国内外からの訪問者の増加につなげていくことが期待される。
- こうした取組は、地域の歴史や文化、産業その他の特徴を国内外の人々に伝え、地域のアイデンティティに磨きをかけ、特色ある地域づくりを進めていく観点からも重要である。今後は、博物館を軸として地域のブランド化が図られていくことも期待される。
- 平成 31 年には、世界 136 か国の博物館専門家が参加する国際的な非政府機関 ICOM (International Council of Museums) が 3 年ごとに開催する大会が京都で開催され、博物館にかかわる様々なテーマについて研究協議が行われる。これを機に、我が国の博物館の多様な取組や貴重な文化財や学術資料等について、国際的にも認識が深められるとともに、海外の博物館等の学術・芸術組織との交流・協力が進むことが期待される。
- また、学校との連携・協働により、アウトリーチ活動を含む児童生徒向けのプログラムを 充実させることにより、地域の歴史や文化、産業などに対する理解や、科学や動植物、環境 に対する興味を促すなど、地域の将来を担う人材育成にもつなげていくことが期待される。

(公民館・図書館・博物館相互の連携・協働等の重要性について)

- 今後,住民が地域社会に参加し、地域の課題を自ら解決しつつ、豊かな生活を送り、新たな社会基盤を整備していく上では、公民館と図書館及び博物館の連携・協働が一層求められる。特に、地域人材の発掘や育成、地域資源の活用等において、各施設の特徴や強みを活かしつつ、様々な連携・協働の取組が展開されることが期待される。
- また,公民館・図書館・博物館と学校との連携・協働を促進することは,コミュニティ・スクールも活用しつつ,地域学校協働を推進し,子供たちの生きる力を育み,人生 100 年時代に主体的に人生を切り開いていく力を育てる上でも重要である。

(今後の社会教育施設の整備等について)

- 社会教育施設は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて多くの施設が建設されており、例えば、 公民館については全 14,448 施設の半数に当たる 7,810 施設がこの時期に整備されている。
- このため、社会教育施設の老朽化が進むことにより、遠くない将来、多くの施設の更新が 必要となることが想定される。社会教育施設整備費が地方公共団体の一般財源となっている

ことを踏まえ,個別施設計画の策定等,社会教育施設の更新に向けた地方公共団体の計画的な準備・対応が求められる。

- 今後の社会教育施設の整備に当たっては、社会教育施設が交流人口拡大や地域活性化に寄与することを求められていることを踏まえ、長期的なまちづくりの観点に立ち、利用者の利便性はもとより、地域のにぎわい創出などにも配慮し、地域コミュニティの拠点としての整備が図られることが望まれる。特に、今後の社会教育施設には、人を引き付ける工夫が期待される。
- また、社会教育施設は、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策を講じるなど、障害の有無にかかわらず広く住民が利用できるよう十分に配慮することが求められる。また、地域住民にとって最も身近な公共空間であり多くの住民が利用するとともに、非常時に避難所となることも多いことから、社会教育施設には防災機能の確保、とりわけ耐震性の確保が強く求められる。
- さらに、技術革新の進展を踏まえ、省エネルギー技術や情報通信技術の導入を図っていく ことも重要である。特に、今後、社会の変化に対応した学習機会を提供していく観点からは、 社会教育施設における ICT 環境の整備が期待される。
- 今後の社会教育施設の整備においては、複数施設の集約化・複合化の視点も重要である。 例えば、公民館や図書館、住民サービス窓口等を集約化・複合化することにより、コストを 抑制し、各施設の機能の維持・向上を図りながら、利用者の利便性の向上など相乗効果をあ げることも期待される。
- また,他の公共施設との複合化のみならず,民間施設と社会教育施設との複合化により交流人口拡大や地域活性化,にぎわいの創出が図られることが期待される。加えて,民間施設と社会教育施設との複合化は,カフェやレストラン,ミュージアムショップなどとの併設により,住民の学習への主体的参画を促すとともに,民間施設の利用者増加にも寄与するなど相乗効果が図られることが期待される。
- さらに、学校の余裕教室を公民館に転用するなど、学校施設と社会教育施設の複合化を図ることは、学校の児童生徒や幼児と地域住民との多世代交流を促進するとともに、地域と学校との連携・協働にも寄与し、「学校を核とした地域づくり」にも資するものである。また、多世代交流を礎とした「地域課題解決学習」が進められることにより、持続可能な地域づくりにも寄与することも期待される。
- 廃校となる学校施設を公民館等の社会教育施設として活用することは、住民が集い、学び、交流する拠点を地域に残し、地域の「絆」を保ち、深め、地域コミュニティの活力の維持・向上を図る上で重要な視点である。

(4) 国民・社会の理解と支持が得られる社会教育行政の展開と国民の参画促進

- 今後, 持続可能な社会教育システムを構築していく上では, ふるさと納税制度やクラウド ファンディングなど多様な資金調達手法も視野に入れ, 社会教育分野への官民の教育投資の 促進を図っていくことが重要である。
- そのためには、社会教育分野への教育投資について国民の理解と支持が得られるよう、国 民の主体的参画を促すとともに、予算獲得や協働事業の提案にも資するような明確な成果目 標に基づく PDCA サイクルや効果の見える化を進めることにより事業の不断の改善を図り、 効果的・効率的な社会教育を展開していくことが求められる。
- また、その観点からは、社会教育事業についても、教育効果や社会経済的効果を分析、検証するための体制整備を図るとともに、社会教育政策の効果に関する研究を推進し、研究を担う人材の育成やデータの収集体制の整備を図っていくことが必要である。
- 今後,人工知能の進化をはじめとする技術革新など社会の変化は社会教育施設の機能や学習の提供方法,運営など社会教育の在り方に大きな影響を及ぼす可能性がある。我が国の社会教育が時代の潮流に取り残されることがないよう,諸外国における社会教育の動向に関しても,情報収集と調査研究を継続的に行い,社会教育政策の不断の改善を図っていくことが重要である。
- 社会教育においては、学習者がその成果を他の学習者に提供することができる。また、社会教育施設の運営においては、従前より、ボランティア活動が活発に行われている。今後、持続可能な社会教育システムの構築に向けて、このような社会教育における学習機会の提供や施設運営への国民の参画を促していくことも大切な視点である。

1 社会教育施設の施設数、利用者数及び専門的職員数については、文部科学省「社会教育調査」。

- なお,博物館数には博物館類似施設の数を含む。 ² 総務省「平成 27 年国勢調査人口等基本集計結果」
- 3 内閣府「平成28年版高齢社会白書」
- ⁴ 鈴木隆雄他「日本人高齢者における身体機能の縦断的・横断的変化に関する研究」(第 53 巻第 4 号「厚生の指標」平成 18 年 4 月, p 1-10)
- 5 法務省「平成27年末現在における在留外国人数について(確定値)」
- ⁶ 日本政府観光局「月別推計値(平成 28 年 12 月推計値)」及び「年別 訪日外客数, 出国日本人数 の推移」
- ⁷ 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」 (平成19年9月)
- ⁸ Internet of Things の略。「モノのインターネット」とも訳され、あらゆるモノがインターネットにつながることにより様々な社会変革が促されるとされる。
- 9 野村総合研究所「日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に」(平成27年12月2日)
- 10 内閣府「特定非営利活動法人の活動分野について(平成28年9月30日現在)」
- 11 総務省「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」
- 12 財務省「我が国の借金(債務)の状況(平成28年度末見込み)国及び地方の長期債務残高」
- 13 鳥取県鳥取市成器公民館の取組
- 14 愛媛県新居浜市泉川公民館の取組
- 15 京山公民館など岡山市立公民館の取組
- 16 広島県大竹市玖波公民館の取組
- 17 東京都立あきるの学園における放課後子供教室の取組等
- ¹⁸ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「社会教育委員の職務等の実態に関する調査研究 報告書」 (平成 18 年)
- 19 「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について(平成7年9月22日文部省生涯学習局長通知)」及び「社会教育法第23条第1項第1号の解釈について(平成25年3月26日文部科学省生涯学習政策局長通知)」